

規 約

平成 4 年 4 月

日本拳法大阪府連盟

日本拳法大阪府連盟規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本連盟は、日本拳法大阪府連盟と称する。

第 2 条 本連盟は、事務局を大阪市天王寺区北山町 3 - 1 8 (小西方) に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本連盟は、日本拳法を広く普及発展させると共に、日本拳法を、通じて府民の健全なる心身の育成と、明朗なる人間関係の樹立を目的とする。

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 日本拳法競技大会・講習会および講演会等の開催および後援。
- (2) 日本拳法の普及・啓発および指導。
- (3) 日本拳法に関する調査および研究。
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第 3 章 組 織

第 5 条 本連盟は、大阪府下衛星都市の体育協会加盟団体、若しくはそれに準ずる団体で本連盟に対し年額所定の会費を納入する団体をもって組織する。

(1) 会員

会長に届け出て理事会の承認を得た団体。脱会の場合も上記に準ずる。

(2) 賛助会員

日本拳法に対して理解を持ち、この連盟に賛助協力する者。
(賛助会員規定は別に定める。)

第 6 条 本連盟の会員は下記の権利と義務を有する。

- (1) 会員は理事を通じて、連盟運営上の意見を述べる事が出来る。
- (2) 本連盟参加の試合・大会・研究会・講演会等に出席することが出来る。
- (3) 会員は、規約に基づいて理事の選出権を有する。
- (4) 会員は、規約を守り理事会の決議に従う義務を有する。
- (5) 会員および賛助会員は、別に定める処にしたがって一定の

会費を納入しなければならない。

第7条 本連盟の会員としての義務に違反し、または体面を汚した者は理事会の決議をもって除名することがある。

第8条 役員

本連盟に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名 (内、会計1名・事務局長1名)
- (5) 監事 2名

第9条 評議員

評議員は、各加盟団体から夫々2名以内選出する。

第10条 本連盟の役員選任方法は、下記の通りとする。

- (1) 理事は、評議員中より選出する。
- (2) 会長・副会長は理事会において推薦候補中より選出する。
- (3) 理事長・会計・事務局長は理事の互選による。
- (4) 監事は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第11条 本連盟役員の仕事は、下記の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め会長の決めた順位によりこれを代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、会務を総轄する。
- (4) 理事は、理事会を構成して会務の企画立案およびその実施にあたる。
- (5) 会計は、本連盟の事業執行のための必要なる会計事務を執る。
- (6) 事務局長は、本連盟会務の事務を執る。
- (7) 監事は、会計の監査に当たる。

第12条 各役員の仕事は、2カ年とする。ただし、再選は妨げない。

補欠員の仕事は、前任者の残存期間とする。

役員任期满了後といえども後任者のあるまでは、その職務を行わなければならない。

第13条 名誉会長・顧問・参与・相談役

本連盟に、名誉会長・顧問・参与・相談役を置くことが出来る。

第14条 名誉会長・顧問・参与・相談役は、理事会に諮って会長がこれを委嘱する。

名誉会長・顧問・参与・相談役は、重要会務につき会長の諮問に応え、理事会に出席して意見を述べることが出来る。

第 4 章 会 議

第15条 本連盟は、会務を遂行するために、下記の会議を行う。

(1) 評議員会

(2) 理事会

第16条 評議員会は、本連盟の最高議決機関であって毎年1回会長が、これを招集し、議長となる。

ただし、理事会において必要と認めたる場合には、臨時に開催することが出来る。

第17条 評議員会において下記の事項を議決する。

(1) 本連盟の運営方針

(2) 予算、決算

(3) 事業計画

(4) その他必要な事項

第18条 理事会は、本連盟の議決執行機関であって連盟運営の具体的方法を協議する。

2 理事会は、理事長が招集し、且つその議長となる。

会長・副会長は、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第19条 会議は、構成員の半数以上の出席によって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

3 構成員は、書面をもって決議権を委任した場合は、出席と見なす。

4 賛否同数の場合は、議長の決する処とする。

第 5 章 専門委員会

第20条 専門委員会は、本連盟の運営上、専門的処理を要する場合に、理事会に諮って、会長が設置する。

第 6 章 会 計

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 本連盟の経費は、会員および賛助会員より徴収する。

(会費・手数料・寄付金・その他収入をもって賄う。)

第23条 会費・手数料・旅費・その他については、別に規定する。

第 7 章 補 則

第24条 本連盟に下記の簿冊を備え付ける。

(1) 加盟団体会員名簿

- (2) 議事録
- (3) 金銭出納簿
- (4) その他必要な書類

第 8 章 細 則

第25条 この規約を実施するために必要な規則は、理事会に諮って会長がこれを定める。

第 9 章 附 則

第26条 この規約は、平成4年4月1日より実施する。